

【換価の猶予申請書の記載方法】

申請・審査にあたり、「財産収支状況書」等の作成をお願いしておりますが、準備に時間がかかる場合など、提出が困難なときは、口頭によりお伺いします。

換価の猶予申請書

福岡市(区)長 様

地方税法第15条の6の2の規定により、以下のとおり換価の猶予を申請します。

申請者	住所所在地	〒 XXX-XXXX 福岡市〇〇区〇〇丁目〇—〇 電話番号 XXX (XXXX) XXXX 携帯電話 XXX (XXXX) XXXX	① 申請年月日	令和 3 年 3 月 1 日
	氏名	株式会社 〇〇〇〇〇	業種・職業	建設業
法人番号				

年度	税目	期別	納期限	税額	本税以外(延滞金等)	納付番号等
R2	固定資産税・都市計画税	4	R 3・3・1	300,000 円		XXXXXXXXXXXXXX
合計				300,000 円	0 円	

猶予を受けたい市税を上記例に合わせて記載してください。
※行が不足する等により書ききれない場合は、適宜の別紙に記載して添付してください。

すぐに納付できる金額（「財産収支状況書」の「現在納付可能額(A)」欄又は「財産目録」の「③現在納付可能資金額(D)」欄の金額）を記載してください。

②イ～ロの合計	300,000 円	③現在納付可能資金額	0 円	④猶予を受けようとする金額(②-③)	300,000 円
---------	-----------	------------	-----	--------------------	-----------

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細
 個人事業で運送業を営んでいるが、取引先のひとつであった〇〇株式会社の事業縮小のため、〇〇株式会社との取引が今年3月をもって終了した。〇〇株式会社との取引は、売上約50%を占めて資金繰りが急速に悪化した。現在は、事業経費や生活費を節約するほか、家賃の安い住宅に転居することにより、生活の維持が困難となる。
 事業資金や生活費をなんとか捻出している状況である。
 今月の取引先からの入金額を地方税の納付に充てた場合は、事業の運転資金だけでなく、生活費の捻出が困難となり、生活の維持が困難となる。

「財産収支状況書」の「分割納付計画(B)」欄又は「収支の明細書」の「⑥分割納付金額(D)」欄の計画を記載してください。
 すぐに納付計画を定めるのが難しい場合は、徴収担当職員にご相談ください。

年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
R 3 年 3 月 31 日	15,000 円	R 3 年 7 月 31 日	15,000 円	R 3 年 11 月 30 日	15,000 円
R 3 年 4 月 30 日	15,000 円	R 3 年 8 月 31 日	15,000 円	R 4 年 12 月 31 日	50,000 円
R 3 年 5 月 31 日	15,000 円	R 3 年 9 月 30 日	50,000 円	R 4 年 1 月 31 日	50,000 円
R 3 年 6 月 30 日	15,000 円	R 3 年 10 月 31 日	15,000 円	R 4 年 3 月 1 日	30,000 円 +延滞金

各月の納付金額の合計額は、「④猶予を受けようとする金額」に一致します。

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

猶予期間 令和 3 年 3 月 2 日から 令和 4 年 3 月 1 日まで 12 月間

※猶予期間の開始日は、①の申請年月日
 ただし、納付すべき市税の法定納期限以前にこの申請書を提出
 猶予期間は1年以内です。状況に応じて、更に1年間猶予される場合があります。

担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	

担保の提供可否については、職員にお尋ねください。

- 書き方が分からない場合は、下記の担当部署にお尋ねください。
 - 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。
 - 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。
- その他、ご不明な点がございましたら、下記の担当部署にお気軽にご相談ください。

<市税の猶予制度に関するお問い合わせ先・ご相談先について>

市役所又は各区役所の開庁日(月曜日～金曜日)の午前9時～午後5時に、まずはお電話で、お問い合わせください。

担当部署	対象税目
各区役所納税課	個人市県民税(普通徴収) ^{※1} 、固定資産税・都市計画税、固定資産税(償却資産)及び軽自動車税(種別割)
財政局特別滞納整理課	法人に係る全税目及び、区役所納税課から徴収事務の引継を受けた上記税目

※1 納税者の方が、区役所から送付される納税通知書(納付書等)により、通常4回に分けて納めていただいているもの。

※2 会社などの給与支払者(特別徴収義務者)が、毎月の給与から個人市県民税額を差し引いてとりまとめて納めていただいているもの。